

説明・協議事項（1）

8月定例教育委員会 資料	
令和7年8月25日（月）	
担当課	各課

9月市議会定例会の附議案について

9月市議会定例会において、以下のとおり附議案の提出を予定しています。

■予算

令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号） 【各課】P.3

■その他

議案第118号 鳥取市立学校条例の一部改正について 【学校教育課】P.23

議案第126号 事業契約の変更について 【生涯学習・スポーツ課】P.24

報告第 23号 専決処分事項の報告について 【学校教育課】P.26



## 説明・協議事項(1)

## 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(9月補正)について

8月定例教育委員会 資料	
年月日	令和7年8月25日
担当課	各課

単位:千円

No	事業名	所属名	補正前額	要求額	補正後額	補正額の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
1	鳥取市立学校区再編推進事業費	教育総務課	715	100	100	0	0	0	100	R8.3末をもって閉校する逢坂小学校の記念行事経費。
2	放課後児童対策事業費	学校教育課	727,067	171,189	898,256	114,124	0	0	57,065	放課後児童クラブにおける国単価改定等による運営委託料の増(国1/3、県1/3)。 ・国単価改定 ・処遇改善等 ・放課後児童クラブの新設(分割)
3	放課後子ども教室推進事業費(学校教育課)	学校教育課	8,221	201	8,422	45	0	0	156	放課後こども教室における国単価改定による報償費の増。(国1/3)
4	一般管理費(学校給食センター)	学校保健給食課	91,901	1,177	93,078	0	0	0	1,177	熱中症対策と労働環境改善のため、第一学校給食センターへのスポットクーラー設置に要する経費。(5台設置)
5	学校給食センター整備費	学校保健給食課	1,913,983	144,046	2,058,029	0	144,000	0	46	第一及び湖東学校給食センターを統合し、新たな学校給食センターを整備するにあたり、災害及び塩害対策、資材物価高騰等による経費の増。 【P11債務負担行為関連事業】
6	学校給食運営事業費	学校保健給食課	921,702	2,005	923,707	2,005	0	0	0	学校給食で県産食材を活用したデザート提供経費。 ・ジェラート(イチゴ「とっておき」を使用) ・116円×1.08×16,000食=2,005,000円  県1/2:学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業 ★重点支援地方交付金活用事業

No	事業名	所属名	補正前額	要求額	補正後額	補正額の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
7	文化センター施設管理費	生涯学習・スポーツ課	100,852	31,473	132,325	0	28,200	0	3,273	文化ホールの空調熱源(チラー)不具合に伴う更新経費。 R6.11に2機のうち1機からフロン漏洩の不具合が発生し当初予算で修繕経費を計上していたが、R7.7にもう1機も不具合が発生したもの。 ・チラー2機更新業務 31,473千円
8	さじコスモスの館運営管理費	生涯学習・スポーツ課	5,238	3,292	8,530	0	0	0	3,292	さじコスモスの館における本館及び別館の修繕経費。 (給湯循環配管、排煙窓、浴室窓ガラス・水栓、トイレ等)

計	3,769,679	353,483	4,122,447	116,174	172,200	0	65,109
---	-----------	---------	-----------	---------	---------	---	--------

8月定例教育委員会資料
令和7年8月25日
学校保健給食課

## (仮称)鳥取市北部学校給食センター整備事業の補正予算等について

(仮称)鳥取市北部学校給食センター整備事業について、現在実施設計の精査を進めているところです。

実施設計を進める中で、建設工事費増額となる案件が発生したため、9月定例会において、増額補正を計上します。

この工事費増額補正に伴う今後の入札スケジュールと、工期の方向性等について下記のとおり考えています。

### 記

#### 1. 建設事業費増額補正（債務負担行為額変更含）の内容について

	3年総額(円)	R7(40%)	R8～R9(60%) 債務負担行為
当初建設事業費	4,598,200,000	1,839,280,000	2,758,920,000
増額補正分	386,350,000	144,046,000	242,304,000
補正後建設事業費	4,984,550,000	1,983,326,000	3,001,224,000
工事監理費 変更無	19,448,000	2,917,000	16,531,000
建設費+監理費	5,003,998,000	1,986,243,000	3,017,755,000

#### ○増額理由

- ・塩害対策：電気室配置、屋外設備の塩害仕様変更等 約1億円
- ・災害対応：非常用自家発電設備設置、浸水対策盛土整備等 約0.5億円
- ・省エネ基準：トップランナー法に基づく適合機種への変更 約0.5億円
- ・資材高騰：厨房機器、空調室外機等ステンレス物価高騰1.5倍 約1.8億円

#### 2. 入札スケジュール

	変更日程案
公告日	9月中旬 → 10月上旬
入札日	11月上旬 → 11月下旬頃

#### 3. 建築工事スケジュール

【発注工事】建築・電気・機械（給排水）・機械（空調）・昇降機

	9月補正による変更なし（21カ月）
建築工事	令和9年10月頃完成予定
準備期間	令和10年2～3月
給食開始	令和10年4月（第一・湖東センターは3月で廃止）

文化センター施設管理費	令和7年8月定例教育委員会 定例教育委員会 R 7.9補正予算資料	令和7年8月25日 教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課
-------------	---	-------------------------------------

## 事業概要等

### 【補正の理由】

文化ホールにおいて、老朽化した空調設備（ヒートポンプチラー）にフロン漏洩の不具合が発生し、空調が利用できなくなりました。

そのため、文化ホールの利用停止期間が発生し、市民の利用に影響が出ており、補正予算によるチラーの更新を行います。

### 【9月補正予算 要求額】

31,473千円

※配管等は既設のものを使用し、チラーの更新を行います。

※既存のチラーは残置し、新規の場所に設置を行います。

### 【今後の対応】

文化ホールの利用再開に向け、年度内には不具合のあったチラーの更新を行います。

なお、施設利用者及び指定管理者への補償については、12月補正に計上することを予定しています。

### 1 文化ホールについて

鳥取市文化センターは、文化ホール、こども科学館、視聴覚ライブラリー、生涯学習センターをもつ複合施設であり、本市における生涯学習及び文化芸術活動の拠点施設として多くの市民に利用されています。

そういった中、文化ホールは、生涯学習活動における学習成果や文化活動の発表の場、公演会や式典等として、広く市民に利用されています。

### 2 経過

令和6年11月、文化ホールにある空調（チラー2台のうち）1台について、フロン漏洩の不具合を確認。今年度は残りの1台のみで対応していたところ、もう1台についてもフロン漏洩の不具合が7月22日（火）朝に発生。今は、空調が2台とも利用できない状況です。

現在、予約受付は停止しており、指定管理者及び市のホームページにて、ホール利用停止を案内済みです。

### 【文化ホールの今後1年間の利用想定】

令和7年度								
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	利用停止				利用停止			
			条件付利用					条件付利用

令和8年度から  
通常利用

※条件付利用とは、空調(冷暖房)が使用できないことを承知いただいた上で利用。

## さじコスモスの館施設修繕費

令和7年8月定例教育委員会

令和7年8月25日

定例教育委員会  
R 7.9月補正予算資料

教育委員会事務局  
生涯学習・スポーツ課

### 事業概要等

#### 【概要】

当館は、令和7年3月に当館の建築基準法第12条に基づく点検（以下12条点検という）を実施しました。

以前より故障していた、さじコスモスの館本館ボイラーをはじめ、12条点検において、指摘のあった箇所について、令和8年度に、本館及び別館を使用した本格運営ができるよう令和7年度中に修繕を行うものです。

#### 【さじコスモスの館の修繕】

さじコスモスの館本館及び別館に係る修繕については右のとおり。

#### 【今後のスケジュール】

令和7年度中 さじコスモスの館本館及び別館の修繕  
※但し、別館の修繕については、予約の入っていない日に修繕を行います。

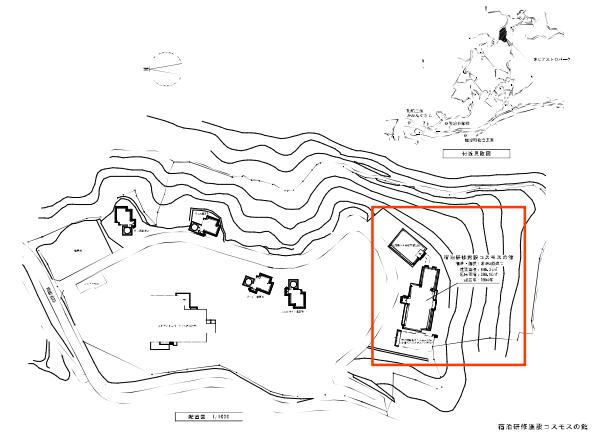
### 【さじコスモスの館修繕】

- (1) 内容 令和8年度の本格運営に向け、12条点検にて指摘のあった箇所について修繕を行うもの。
- (2) 修繕費 3,292千円

### 【修繕内容】

- (1) 本館 ①ボイラー修繕、②風呂場ガラス窓修繕、③排煙窓修繕、④避難経路上の建具（扉）修繕、⑤2階手洗い場漏水修繕、⑥女子便器漏水修繕
- (2) 別館 ①洋室換気扇修繕（3部屋）、②洋室洗面器部品交換（1部屋）、③男子便所便器交換、④堅樋修繕

### 【写真（ボイラー）】



## 令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
鳥取市グローバル人材育成事業費	学校教育課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
10,764	令和7年度～8年度				2,000	8,764

### [事業の目的]

本市の第2期創生総合戦略や第11次総合計画では、グローバル化に対応した外国語活動・外国語教育の充実を重要課題として掲げている。また、教育委員会では各中学校にALTを配置するとともに、オンライン英会話を実施するなど、生きた英語に触れることができる取組を実施している。これらを踏まえ、さらなる外国語教育を推進するため、次代を担う中学生を海外に派遣し、多文化に触れる機会を提供することで、国際感覚の優れた人材の育成を図る。

### [事業の内容]

英語圏域であるオーストラリアに市内在住の中学生を派遣し、現地学校との交流やホームステイ、文化施設等の訪問などのプログラムを実施し、多様な文化や習慣に触れる研修を行う。

### [これまでの関連する取組]

平成28年度～平成30年度 令和元年度	市内中学生20名をシンガポールへ派遣
令和2年度～令和5年度	市内中学生20名をオーストラリアへ派遣
令和6年度～令和7年度	中止
	市内中学生20名をオーストラリアへ派遣

### [今後の取組]

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

- 令和7年10月～11月 プロポーザルにより事業者選定及び契約締結、派遣者公募
- 令和7年11月～12月 選考会による派遣者の選考、派遣者決定
- 令和8年1月～2月 派遣生徒・保護者説明会
- 令和8年4月～7月 事前研修（語学研修、現地学校交流準備など）
- 令和8年8月 オーストラリアへ派遣（5日間程度）、派遣報告会

## 令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
鳥取市立学校給食センター調理等業務委託費	学校保健給食課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
1,775,486	令和7年度～12年度					1,775,486

### [事業の目的]

学校給食センターの調理等の業務を民間業者へ委託(平成21年度から導入：公募型プロポーザル方式で選定)することにより、専門的な知識・技術を活用し、業務効率の向上を図りつつ、より充実した学校給食を継続的かつ安定的に実施するため。

### [事業の内容]

鳥取市立学校給食センターにおいて、民間業者に以下の業務を委託する。

発注書に基づく食材の検収、調理指示書に基づく調理作業、学校別・学級別に食缶へ配缶、配送(センターにより異なる)、食器・食缶の洗浄、消毒保管庫による消毒・保管、学校給食センター調理場の清掃業務。

第二学校給食センター 約5,300食	気高校給食センター 約630食
国府学校給食センター 約 770食	鹿野学校給食センター 約280食
河原学校給食センター 約 750食	青谷学校給食センター 約300食

### [これまでの関連する取組]

第二学校給食センター

現委託業者 (公財)鳥取市学校給食会  
委託期間 令和3年度～令和7年度 契約金額491,940千円 (債務負担行為限度額492,195千円)

国府学校給食センター

現委託業者 (株)メフオス  
委託期間 令和3年度～令和7年度 契約金額160,547千円 (債務負担行為限度額162,860千円)

河原学校給食センター

現委託業者 (公財)鳥取市学校給食会  
委託期間 令和3年度～令和7年度 契約金額244,476千円 (債務負担行為限度額247,730千円)

気高・鹿野・青谷学校給食センター

現委託業者 (公財)鳥取市学校給食会  
委託期間 令和3年度～令和7年度 契約金額394,610千円 (債務負担行為限度額396,155千円)

### [今後の取組]

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

1. 令和7年9月下旬に公告及び募集要項等の公表・交付
2. 募集要項等の説明会及び現地見学会
3. 参加表明書及び提案書の受付
4. 参加資格審査及び第一次審査
5. 令和7年11月下旬に第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)、優先事業者の選定
6. 令和7年12月下旬に契約書の締結
7. 令和8年4月から業務開始、給食リハーサル等を経て、給食開始

## 令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
鳥取市学校給食配達業務委託費	学校保健給食課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
311,223	令和7年度～12年度					311,223

### [事業の目的]

学校給食センターから、受配校である小・中・義務教育学校への給食の配達・回収を、継続的かつ安定的に実施するため。

### [事業の内容]

学校給食センター4施設から鳥取地域・国府地域・福部地域の小・中・義務教育学校へ学校給食の配達・回収を行い、コンテナ洗浄をする業務を、専用貨物車を有する事業者に委託して事業実施する。

1. 第一学校給食センターから15校分(配送車4台、コンテナ46台) 令和8～9年度
2. 第二学校給食センターから15校分(配送車5台、コンテナ51台) 令和8～12年度
3. 湖東学校給食センターから7校分(配送車2台、コンテナ23台) 令和8～9年度
4. 国府学校給食センターから4校分(配送車2台、コンテナ15台) 令和8～12年度

### [これまでの関連する取組]

現委託業者 因伯通運（株）

委託期間 令和3年度～令和7年度 契約金額329,175千円（債務負担行為限度額 360,005千円）

### [今後の取組]

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

1. 令和7年11月に入札
2. 令和8年4月から配達開始
3. 第一、湖東センターは新センター開所により令和10年3月をもって閉所となるため、配達終了

## 令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
学校給食センター整備費（北部学校給食センター建築工事）	学校保健給食課

[単位:千円]

区分	限度額	期間	財源内訳				
			国	県	起債	その他	一般財源
補正前	2,775,451	令和8年度～9年度	225,751		1,979,200		570,500
補正後	3,017,755	令和8年度～9年度	225,751		2,221,400		570,604

<b>[事業の目的]</b>	
「第一期学校給食センター整備計画」に基づき、老朽化が最も顕著である第一、湖東学校給食センターを統合し、受配校エリアを網羅する約7,000食規模の（仮称）鳥取市北部学校給食センターの整備を進め、安心安全な学校給食を維持していく。	
<b>[事業の内容]</b>	
<b>【補正前】</b> (仮称) 鳥取市北部学校給食センター新築工事 事業期間：令和7年12月～令和9年7月（18か月） 建築工事、電気工事、機械工事、昇降機工事、厨房機器工事 (仮称) 鳥取市北部学校給食センター新築工事監理委託業務 事業期間：令和7年12月～令和9年7月（18か月）	
<b>【補正後】</b> (仮称) 鳥取市北部学校給食センター新築工事 事業期間：令和8年1月～令和9年11月（21か月） 建築工事、電気工事、機械工事、昇降機工事、厨房機器工事 (仮称) 鳥取市北部学校給食センター新築工事監理委託業務 事業期間：令和8年1月～令和9年11月（21か月） 災害対策、塩害対策、物価高騰等の影響による工事費の増額を9月補正に計上するため、債務負担行為の変更を行う。	

<b>[これまでの関連する取組]</b>	
令和2年3月 鳥取市の学校給食の基本方針改訂 令和4年12月 鳥取市学校給食センター整備基本計画策定 令和5年10月 第一期鳥取市学校給食センター整備計画策定 令和6年4月 (仮称)鳥取市北部学校給食センター基本・実施設計業務（～令和7年8月） 令和7年6月 適正工期の見直し	

<b>[今後の取組]</b>	
9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。	
1. 令和7年10月 公募型指名競争入札（建築・電気・機械・昇降機・厨房機器） 2. 令和7年度～9年度 建設工事 3. 令和10年3月 開業準備（小中学校等の春季休業期間中） 4. 令和10年4月 開設、運用開始	

## 令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市歴史博物館及び鳥取市因幡万葉歴史館の管理運営費 (※うち「鳥取市歴史博物館」)	文化財課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一般財源
655,825	令和8年度～12年度					655,825

<b>[事業の目的]</b> 地方自治法第244条の2第3項、鳥取市歴史博物館の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の専門性や創意工夫に基づき、鳥取市歴史博物館の運営において質的向上と効率化を図る。
--

<b>[事業の内容]</b> 指定管理者に以下の業務を委託する。 1. 鳥取市歴史博物館の利用に関する業務 2. 鳥取市歴史博物館の施設及び設備の維持管理に関する業務 3. 鳥取市歴史博物館の企画展示等に関する業務 4. 鳥取市の歴史文化に係る調査研究と博物館資料の収集保存に係る業務 5. 鳥取市歴史民俗資料館等の収蔵資料の保存・活用に係る業務 6. その他鳥取市歴史博物館の管理上、必要と認める業務
--

<b>[これまでの関連する取組]</b> 鳥取市歴史博物館は、歴史文化の学習拠点及び情報発信の拠点として平成12年7月1日開館。平成18年度から指定管理者制度を導入。令和3～7年度までが4期目であり、開館20周年を迎える常設展示室のリニューアルを実施した。令和8年度から5期目（5年間）の指定管理期間となる。 現指定管理者 公益財団法人鳥取市文化財団 前回債務負担額 令和3年度～令和7年度 651,600千円 指定管理料 R3 125,129千円 R4 131,387千円 R5 128,911千円 R6 127,015千円 R7 127,034千円 計 639,476千円
---

<b>[今後の取組]</b> 9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。 1. 指名を実施 2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定 3. 12月議会で指定管理者の指定議決 4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示 5. 3月中に基本協定書の締結 6. 令和8年4月1日より管理開始
--

## 令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市歴史博物館及び鳥取市因幡万葉歴史館の管理運営費 (※うち「鳥取市因幡万葉歴史館」)	文化財課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一般財源
241,345	令和8年度～12年度					241,345

<b>[事業の目的]</b>
地方自治法第244条の2第3項、鳥取市因幡万葉歴史館の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の専門性や創意工夫に基づき、鳥取市因幡万葉歴史館の運営において質的向上と効率化を図る。

<b>[事業の内容]</b>
指定管理者に以下の業務を委託する。
1. 鳥取市因幡万葉歴史館の利用に関する業務 2. 鳥取市因幡万葉歴史館の施設及び設備の維持管理に関する業務 3. 鳥取市因幡万葉歴史館の企画展示等に関する業務 4. 因幡の傘踊り等民俗芸能の保存・活用に係る業務 5. その他鳥取市因幡万葉歴史館の管理上、必要と認める業務

<b>[これまでの関連する取組]</b>
鳥取市因幡万葉歴史館は、国府地域の歴史文化の学習拠点及び情報発信の拠点として平成6年9月に開館。平成18年度から指定管理者制度を導入。令和3～7年度までが4期目であり、令和8年度から5期目（5年間）の指定管理期間となる。
現指定管理者 公益財団法人鳥取市文化財団 前回債務負担額 令和3年度～令和7年度 224,200千円 指定管理料 R3 43,800千円 R4 45,157千円 R5 44,602千円 R6 45,067千円 R7 45,067千円 計 223,693千円

<b>[今後の取組]</b>
9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。
1. 指名を実施 2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定 3. 12月議会で指定管理者の指定議決 4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示 5. 3月中に基本協定書の締結 6. 令和8年4月1日より管理開始

## 令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市あおや和紙工房及び鳥取市あおや郷土館の管理運営費 (※うち「鳥取市あおや郷土館」)	文化財課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一般財源
128,795	令和8年度～12年度					128,795

### [事業の目的]

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市あおや郷土館の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の専門性や創意工夫に基づき、鳥取市あおや郷土館の運営において質的向上と効率化を図る。

### [事業の内容]

指定管理者に以下の業務を委託する。

1. 鳥取市あおや郷土館の利用に関する業務
2. 鳥取市あおや郷土館の施設及び設備の維持管理に関する業務
3. 鳥取市あおや郷土館の企画展示等に関する業務
4. その他鳥取市あおや郷土館の管理上、必要と認める業務

### [これまでの関連する取組]

鳥取市あおや郷土館は、平成20年度から指定管理者制度に移行した。指定管理期間を1期目3年間、2期目より5年間とした。令和8年度から5期目（5年間）の指定管理期間となる。なお、4期目の令和5年度までは鳥取市青谷上寺地遺跡展示館も指定管理者制度を導入していたが、県・市で整備していた青谷上寺地遺跡ガイダンス施設が完成し、施設を廃止したことから令和6年度から鳥取市あおや郷土館のみの指定管理となっている。

現指定管理者 公益財団法人鳥取市文化財団

前回債務負担額 令和3年度～令和7年度 166,075千円

指定管理料	R3 32,750千円	R4 33,764千円	R5 32,113千円
	R6 21,560千円	R7 21,560千円	計 141,747千円

### [今後の取組]

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

1. 公募を実施
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定
3. 12月議会で指定管理者の指定議決
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示
5. 3月中に基本協定書の締結
6. 指定管理者交代の場合、3月末までに引継
7. 令和8年4月1日より管理開始

## 令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託するさじコスモスの館の管理運営費	生涯学習・スポーツ課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
9,765	令和8年度～10年度					9,765

### [事業の目的]

鳥取市さじコスモスの館に指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

### [事業の内容]

指定管理者を公募し、鳥取市さじコスモスの館の管理運営を令和8年度より3年間委託する。  
指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおり。

1. 利用・運営に関する業務（利用申込みの受付、利用案内、利用料金の徴収等）
2. 施設及び設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理等）
3. その他、施設の管理上市長が必要と認める業務

### [これまでの関連する取組]

平成16年度 指定管理者制度へ移行（15年間）  
 令和元年度 指定管理者制度の更新（5年間） ※令和4年度末をもって辞退  
 令和5年度 実証実験として臨時開館  
 令和6年度 実証実験として臨時開館

現指定管理者 なし（前指定管理者：有限会社ミルキーウェイ）  
 前回債務負担額 令和元年度～令和5年度 0円  
 指定管理料 0円  
                   コロナによる休業期間中の営業補償等 R2 1,043千円、R3 451千円

### [今後の取組]

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

1. 公募を実施
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選考
3. 12月議会で指定管理者の指定議決
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示
5. 3月中に基本協定書の締結
6. 令和8年4月1日より管理開始

## 令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市武道館、鳥取市千代テニス場及び鳥取市城北テニス場の管理運営費	生涯学習・スポーツ課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
124,868	令和8年度～12年度					124,868

### [事業の目的]

鳥取市武道館、鳥取市千代テニス場及び鳥取市城北テニス場（以下「鳥取市武道館等」という。）に指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

### [事業の内容]

指定管理者を公募し、鳥取市武道館等の管理運営を令和8年度より5年間委託する。  
指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおり。

1. 利用に関する業務（利用申込受付、利用案内、スポーツ指導、利用料金の徴収等）
2. 施設及び設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理等）
3. その他、施設の管理上市長が必要と認める業務

### [これまでの関連する取組]

平成18年度 指定管理者制度へ移行（3年間）

平成21年度 指定管理者制度の更新（5年間）

平成26年度 指定管理者制度の更新（5年間）

令和元年度 指定管理者制度の更新（2年間）

令和3年度 指定管理者制度の更新（5年間）

現指定管理者 一般財団法人 鳥取市教育福祉振興会

前回債務負担額 令和3年度～令和7年度 115,836千円

指定管理料 R3 23,243千円 R4 23,049千円 R5 23,039千円

R6 23,056千円 R7 23,218千円 計 115,605千円

電気代等高騰分 R4 627千円、R5 272千円

人件費処遇改善分 R6 46千円

### [今後の取組]

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

1. 公募を実施
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選考
3. 12月議会で指定管理者の指定議決
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示
5. 3月中に基本協定書の締結
6. 令和8年4月1日より管理開始

## 令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市弓道場の管理運営費	生涯学習・スポーツ課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
96,530	令和8年度～12年度					96,530

### [事業の目的]

鳥取市弓道場に指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

### [事業の内容]

指定管理者を公募し、鳥取市弓道場の管理運営を令和8年度より5年間委託する。

指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおり。

1. 利用に関する業務（利用申込受付、利用案内、スポーツ指導、利用料金の徴収等）
2. 施設及び設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理等）
3. その他、施設の管理上市長が必要と認める業務

### [これまでの関連する取組]

平成25年度 指定管理者制度の導入（約3年間）

平成28年度 指定管理者制度の更新（5年間）

令和3年度 指定管理者制度の更新（5年間）

現指定管理者 鳥取市弓道協会

前回債務負担額 令和3年度～令和7年度 70,393千円

指定管理料 R3 14,016千円 R4 14,016千円 R5 14,016千円

R6 14,016千円 R7 14,016千円 計 70,080千円

電気代等高騰分 R4 207千円、R5 52千円

人件費処遇改善分 R6 311千円

### [今後の取組]

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

1. 公募を実施
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選考
3. 12月議会で指定管理者の指定議決
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示
5. 3月中に基本協定書の締結
6. 令和8年4月1日より管理開始

## 令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市若葉台スポーツセンターの管理運営費	生涯学習・スポーツ課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一般財源
152,565	令和8年度～12年度					152,565

### [事業の目的]

鳥取市若葉台スポーツセンターに指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

### [事業の内容]

指定管理者を公募し、鳥取市若葉台スポーツセンターの管理運営を令和8年度より5年間委託する。指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおり。

1. 利用に関する業務（利用申込受付、利用案内、スポーツ指導、利用料金の徴収等）
2. 施設及び設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理等）
3. その他、施設の管理上市長が必要と認める業務

### [これまでの関連する取組]

平成25年度 指定管理者制度の導入（3年間）

平成28年度 指定管理者制度の更新（5年間）

令和3年度 指定管理者制度の更新（5年間）

現指定管理者 一般財団法人 鳥取県サッカー協会

前回債務負担額 令和3年度～令和7年度 128,537千円

指定管理料 R3 25,700千円 R4 25,700千円 R5 25,700千円

R6 25,700千円 R7 25,700千円 計 128,500千円

電気代等高騰分 R4 907千円、R5 454千円

### [今後の取組]

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

1. 公募を実施
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選考
3. 12月議会で指定管理者の指定議決
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示
5. 3月中に基本協定書の締結
6. 令和8年4月1日より管理開始

## 令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する国府町コミュニティセンター及び国府町農村勤労福祉センタープールの管理運営費	生涯学習・スポーツ課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
159,012	令和8年度～12年度					159,012

### [事業の目的]

鳥取市国府町コミュニティセンター及び鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール（以下「鳥取市国府町コミュニティセンター等」という。）に指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

### [事業の内容]

指定管理者を公募し、鳥取市国府町コミュニティセンター等の管理運営を令和8年度より5年間委託する。

指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおり。

1. 利用に関する業務（利用申込受付、利用案内、利用料金の徴収等）
2. 施設及び設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理等）
3. その他、施設の管理上市長が必要と認める業務

### [これまでの関連する取組]

平成30年度 指定管理者制度へ移行（3年間）

令和3年度 指定管理者制度の更新（5年間）

現指定管理者 一般財団法人 鳥取市教育福祉振興会

前回債務負担額 令和3年度～令和7年度 108,456千円

指定管理料 R3 21,647千円 R4 21,647千円 R5 21,647千円

R6 21,647千円 R7 21,647千円 計 108,235千円

電気代等高騰分 R4 1,261千円、R5 620千円

### [今後の取組]

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

1. 公募を実施
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選考
3. 12月議会で指定管理者の指定議決
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示
5. 3月中に基本協定書の締結
6. 令和8年4月1日より管理開始

## 令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する河原町総合体育館及び河原町勤労者体育館の管理運営費	生涯学習・スポーツ課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
84,106	令和8年度～12年度					84,106

### [事業の目的]

鳥取市河原町総合体育館及び鳥取市河原町勤労者体育館（以下「鳥取市河原町総合体育館等」という。）に指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

### [事業の内容]

指定管理者を公募し、鳥取市河原町総合体育館等の管理運営を令和8年度より5年間委託する。  
指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおり。

1. 利用に関する業務（利用申込受付、利用案内、スポーツ指導、利用料金の徴収等）
2. 施設及び設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理等）
3. その他、施設の管理上市長が必要と認める業務

### [これまでの関連する取組]

平成30年度 指定管理者制度へ移行（3年間）  
令和3年度 指定管理者制度の更新（5年間）

現指定管理者	株式会社風土資産研究会		
前回債務負担額	令和3年度～令和7年度 67,937千円		
指定管理料	R3 13,587千円	R4 13,587千円	R5 13,587千円
	R6 13,587千円	R7 13,587千円	計 67,935千円
電気代等高騰分	R4 780千円、R5 418千円		

### [今後の取組]

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

1. 公募を実施
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選考
3. 12月議会で指定管理者の指定議決
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示
5. 3月中に基本協定書の締結
6. 令和8年4月1日より管理開始

## 令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する佐治町B & G海洋センター（体育館）、佐治町B & G海洋センター（プール）及び佐治町多目的運動広場の管理運営費	生涯学習・スポーツ課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一般財源
67,830	令和8年度～12年度					67,830

### [事業の目的]

鳥取市佐治町B & G海洋センター及び鳥取市佐治町多目的運動広場（以下「鳥取市佐治町B & G海洋センター等」という。）に指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

### [事業の内容]

指定管理者を公募し、鳥取市佐治町B & G海洋センター等の管理運営を令和8年度より5年間委託する。

指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおり。

1. 利用に関する業務（利用申込受付、利用案内、スポーツ指導、利用料金の徴収等）
2. 施設及び設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理等）
3. その他、施設の管理上市長が必要と認める業務

### [これまでの関連する取組]

平成30年度 指定管理者制度へ移行（3年間）

令和3年度 指定管理者制度の更新（5年間）

現指定管理者 株式会社さじ式拾壱

前回債務負担額 令和3年度～令和7年度 51,903千円

指定管理料 R3 10,380千円 R4 10,380千円 R5 10,380千円

R6 10,380千円 R7 10,380千円 計 51,900千円

電気代等高騰分 R4 386千円、R5 59千円

### [今後の取組]

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

1. 公募を実施
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選考
3. 12月議会で指定管理者の指定議決
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示
5. 3月中に基本協定書の締結
6. 令和8年4月1日より管理開始

## 令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する気高町勤労者体育センター、 気高町農業者トレーニングセンター、気高町B & G海洋センター（プール）、 気高町運動広場、気高町龍見台テニスコート、青谷町グラウンド、青 谷町グラウンドテニスコート、青谷町農村広場、青谷町体育館、青谷町農林漁業者トレーニングセンター、鹿野町農業者トレーニングセンター、鹿野町B & G海洋センター（プール）及び鹿野町運動広場の管理運営費	生涯学習・スポーツ課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
256,276	令和8年度～12年度					256,276

### [事業の目的]

鳥取市気高町勤労者体育センター、鳥取市気高町農業者トレーニングセンター、鳥取市気高町B & G海洋センター、鳥取市気高町運動広場、鳥取市気高町龍見台テニスコート、鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター、鳥取市鹿野町B & G海洋センター、鳥取市鹿野町運動広場、鳥取市青谷町グラウンド、鳥取市青谷町グラウンドテニスコート、鳥取市青谷町農村広場、鳥取市青谷町体育館及び鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター（以下「鳥取市気高町勤労者体育センター等」という。）に指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

### [事業の内容]

指定管理者を公募し、鳥取市気高町勤労者体育センター等の管理運営を令和8年度より5年間委託する。

指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおり。

1. 利用に関する業務（利用申込受付、利用案内、スポーツ指導、利用料金の徴収等）
2. 施設及び設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理等）
3. その他、施設の管理上市長が必要と認める業務

### [これまでの関連する取組]

平成30年度 指定管理者制度へ移行（3年間）

令和3年度 指定管理者制度の更新（5年間）

現指定管理者 特定非営利活動法人 鹿の助スポーツクラブ

前回債務負担額 令和3年度～令和7年度 229,617千円

指定管理料 R3 45,763千円 R4 45,763千円 R5 45,763千円

R6 45,763千円 R7 45,763千円 計 228,815千円

電気代等高騰分 R4 2,035千円、R5 1,245千円

人件費処遇改善分 R6 388千円

### [今後の取組]

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

1. 公募を実施
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選考
3. 12月議会で指定管理者の指定議決
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示
5. 3月中に基本協定書の締結
6. 令和8年4月1日より管理開始

議案第118号

鳥取市立学校条例の一部改正について

鳥取市立学校条例の一部を次のように改正する。

令和7年9月1日提出

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市立学校条例の一部を改正する条例

鳥取市立学校条例（昭和39年鳥取市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の表鳥取市立逢坂小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

鳥取市立逢坂小学校を鳥取市立浜村小学校に編入することに伴い、所要の整備を行うためである。

8月定例教育委員会 資料	
年月日	令和7年8月25日
担当課	生涯学習・スポーツ課

## 事業契約の変更について 【鳥取市民体育館再整備事業】

### 1 事業の目的

市民体育館においては、令和2年3月にPFI事業契約を締結し、令和5年6月3日より運営を開始しています。この度は、令和6年度における水道光熱費の実費分の負担に伴う事業費の見直しが必要となったことから変更契約を行うものです。

### 2 変更内容

変更前 金6,099,259,459円

(うち消費税及び地方消費税の額 金529,548,018円)

変更後 金6,112,352,072円

(うち消費税及び地方消費税の額 金530,738,255円)

増額 金13,092,613円

(うち消費税及び地方消費税の額 金1,190,237円)

### 3 変更理由

市民体育館再整備事業の事業契約は、新たな施設建設であることから、水道光熱費について、建設から5年間は市が実費分を負担することとなっています。

そのため、事業契約に基づき、水道光熱費の増額分（事業者提案時との差額）について、変更契約を行います。

### 4 議案の提出

本件について、令和7年7月2日に事業契約変更に関する仮契約を締結しており、本年度9月議会にて議案「事業契約の変更について」を提出します。

### 5 支払計画への反映

現在の支払計画より、本年度の10月支払い分に上記の増額を反映させます。

## 議案第126号

### 事業契約の変更について

令和2年3月25日に議決された議案第68号（事業契約の締結について）（令和2年12月22日に議決された議案第237号、令和3年9月24日に議決された議案第125号、令和4年9月22日に議決された議案第129号、令和5年7月4日に議決された議案第84号及び令和6年9月25日に議決された議案第119号において一部変更）の一部を次のように変更する。

令和7年9月1日提出

鳥取市長 深澤義彦

### 契約金額

変更前 金6,099,259,459円

（うち消費税及び地方消費税の額 金529,548,018円）

変更後 金6,112,352,072円

（うち消費税及び地方消費税の額 金530,738,255円）

### 提案理由

鳥取市民体育館再整備事業契約の変更について議決を得るためである。

報告第23号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月1日提出

鳥取市長 深澤義彦

専 決 処 分 書

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和7年8月5日専決

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鳥取市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。